

○大府市養育支援訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項の規定に基づき、家庭において安定した児童の養育が可能となること等を目的として実施する大府市養育支援訪問事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象)

第2条 この事業の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安、孤立感等を抱えている家庭又は児童に対する虐待のおそれがある家庭
- (2) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭又は児童が児童養護施設等の退所、里親委託終了による家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭
- (3) 児童の心身の発達が正常な範囲になく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有し、精神、運動、発達面等において、将来、児童に障害が発生するおそれがある家庭
- (4) その他支援の効果が期待できると市長が判断した家庭

(支援の内容)

第3条 この事業で行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 産褥期の母子に対する育児相談及び支援
- (2) 未熟児及び多胎児に対する育児相談及び支援並びに栄養相談及び支援
- (3) 養育者に対する身体的及び精神的不調状態に対する相談及び支援
- (4) 若年の養育者に対する育児相談及び支援
- (5) 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談及び支援
- (6) その他乳幼児を持つ家庭に対する育児相談

(育児支援家庭訪問員)

第4条 この事業を実施するため、育児支援家庭訪問員（以下「訪問員」という。）を置く。

2 訪問員は、保育士、保健師等の資格を有する者とする。

(支援の方法)

第5条 訪問員は、対象家庭に対し、必要に応じて関係機関から情報収集等を行い、当該家庭の児童の養育状況を把握するものとする。

2 訪問員は、前項の規定による状況把握の結果、支援の必要があると認めたときは、養育支援訪問事業計画書（第1号様式）を作成し、訪問支援を行う。

3 訪問員は、訪問後、養育支援訪問事業経過報告書（第2号様式）を作成し、原則として、3か月ごとに支援の効果を評価し、今後の支援の必要性を判断するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。